

行政手続法・行政手続条例適用の申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	ものづくり振興課	整理番号	3-4-1
許認可等の種類	火薬類の製造許可、製造施設及び製造方法の変更許可			
根拠法令条例等・条項	火薬類取締法第3条、第10条第1項			
許認可等の概要	・火薬類の製造を行う者は、許可を受けなければならない。 ・製造施設及び製造方法を変更するときは、許可を受けなければならない。 (最終) 知事 (専決) ものづくり振興課長 (委任)			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	1 火薬類取締法及び火薬類取締法施行規則による。 2 通商産業省通達 (1)火薬類取締法と消防法との関係について(昭和25年12月27日付25化第3437号) (2)火薬類取締法施行令について(昭和25年12月20日付25化第3290号) (3)火薬類取締法の改正について(昭和36年3月6日付36軽第560号) (4)火薬類取締法施行規則の一部改正について(昭和41年6月10日付41化局第63号)			
基準の制定根拠	法令、通達に基づく基準			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	25日(経由機関(地域振興局)10日、処分庁15日)			
期間の制定根拠	過去の実績			